

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成21年3月6日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において平成21年3月24日から同年4月13日まで縦覧に供する。

平成21年3月17日

香川県知事 真鍋武紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
満濃町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (農道整備事業) 吉井地区	まんのう町土地改良課
"	単独県費補助土地改良事業 (ため池整備事業) 赤池上池地区	"
"	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 江畑西地区	"
"	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 乙井地区	"
"	単独県費補助土地改良事業 (ため池整備事業) 大井手地区	"
"	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 広袖地区	"